

令和7年度以降における建設工事の前払金の特例に係る 取扱いについてのお知らせ

岡山県土木部

国における令和6年度発注工事の前払金の使途拡大に対応し、県発注工事においても、令和6年度発注工事について、前払金の使途拡大を行いました。令和7年度発注工事より、恒久化することとしましたのでお知らせします。

記

1 前払金を使用できる費用の拡大（継続）

工事請負契約書に記載された前払金を充当できる費用について、岡山県の建設工事における工事請負契約書に、「現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」を追加し、前払金額の100分の25を上限として充当できることを記載している。

※ 中間前払金は、本件使途拡大の対象外とする。

2 期間について

平成28年4月1日以降に新たに工事請負契約を締結した、又は締結する工事の前払金で、これまで特例措置であったものを恒久化する。

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7409